

令和3年3月臨時

# 中標津町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

令和3年3月臨時中標津町教育委員会

1 日 時 令和3年3月29日(月)13時27分～14時14分

2 場 所 中標津町役場301号会議室

3 出席者

教育長	山田康司
委員	義盛幸規
委員	助口明
委員	南むつ子
委員	青山幸子
教育部長	木村実
教育指導監	粥川敏宏
管理課長	舟橋利明
総務係長	表健一
学校教育課長	吉田憲史
指導室長	柴田達也
生涯学習課長	山宮克彦
学校給食センター長	吉田利彦
農業高校事務長	吉川裕二
書記	黒瀧詩織里

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第10号 令和3年度教育委員会職員の人事異動について

議案第11号 中標津町立学校教職員の訓告等取扱規程制定について

議案第12号 中標津町学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第13号 中標津町立広陵中学校長寿命化改修検討委員会設置要綱を  
廃止する要綱について

議案第14号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱  
について

議案第15号 教職員の処分内申について

## 【開 会】

### ○山田教育長

ただいまから3月の臨時教育委員会を開催いたします。全委員出席ですので、会議は成立します。

本日の署名委員は、義盛委員と助口委員です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、議案第10号令和3年度教育委員会職員の人事異動について、議案第11号中標津町立学校教職員の訓告等取扱規程制定について、議案第12号中標津町学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第13号中標津町立広陵中学校長寿命化改修検討委員会設置要綱を廃止する要綱について、議案第14号中標津町地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱について、議案第15号教職員の処分内申についてとなっております。

本日の議案第10号は、事務局及び教育機関の人事に関することであり中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第1号の規定により、また議案第15号は県費負担教職員たる町立学校職員の分限処分及び懲戒処分に関する事項であり、同規則第10条第1項第4号により公開しないことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員から「はい」の発言あり)

### ○山田教育長

それでは、議案第10号及び第15号は公開しないこととします。

それでは、早速議事に入ります。

**【議 事】**

◎議案第 10 号 令和 3 年度教育委員会職員の人事異動について

非公開

## ◎議案第 11 号 中標津町立学校教職員の訓告等取扱規程制定について

### ○山田教育長

続きまして、議案第 11 号お願いします。

### ○管理課長

それでは、議案第 11 号中標津町立学校職員の訓告等取扱規程制定について、ご説明申し上げます。議案書の 7 ページになります。

今回制定する規定でございますが、本町の町立学校に勤務する教職員について、法令違反や服務義務違反など全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為があった場合については、地方公務員法第 29 条の規定、懲戒の規定になりますけれども、この規定によりまして服務監督権者である市町村教育委員会の内申を待って戒告、減給、停職、免職のいずれかの懲戒処分を北海道教育委員会が、懲戒処分の指針を定めて行っているところでございます。

しかし、この指針に示す懲戒処分を行うまでには至らないような非違行為があつて、かつ対象となる教職員に対して、その責任を自覚させ職務履行の改善向上を図る必要があると認められる場合には、教育委員会が訓告等の措置を行うことになるところでございますけれども、この処分については明確な法的根拠がないことから、町教育委員会において規程を制定し、これに基づいて服務監督上の措置を行うとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。第 1 条は、趣旨として前段申し上げましたとおり、中標津町立学校に勤務する県費負担教職員に非違行為があつて、懲戒処分を行うまでには至らないが、今後の業務改善向上のため必要と認められるときに、教育委員会が服務監督上の措置を行うことについて必要な事項を定めるとしているものでございます。

第 2 条は、訓告の種類でございますが、訓告と嚴重注意の 2 種類を規定しているところでございます。

第 3 条は、訓告等の決定について規定しておりまして、訓告等を行うに当たっては、北海道教育委員会が定めた懲戒処分の指針に基づき発生した非違行為の状況等を考慮して、教育委員会に諮り決定するとしているものでございます。

第 4 条は、訓告等の方法でございますが、訓告については、訓告書を様式第 1 号により交付して行うこととしまして、嚴重注意は口頭により行うとするものでございます。

第 5 条は、訓告等を行う者でございますが、訓告は教育長が行い、嚴重注意については教育長及び所属長が行うとするものでございます。

第6条は、訓告等を行ったときは、記録簿を作成し管理することについて規定しているところでございます。

第7条は、その他として、この規定に定めるもののほか、訓告の取り扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとしてあります。

最後に附則ですが、この訓令は交付の日から施行するものとしてあります。

次の8ページには、第4条関係の訓告書の様式、9ページには第6条関係の記録簿の様式について定めているものでございます。

説明については以上でございます。

### ○山田教育長

議案第11号について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

### ○義盛委員

2点確認なんですけれども、7ページの第1条趣旨の4行目以降、今後の職務履行の改善向上を図るためなのか、必要があると認められるときなのか。いただいている文章では、改善向上を図るため必要があると認めらるというふうな文章でいいんですか、これは。

### ○教育部長

まどろこしい言い方なんですけれども、ちょっと。

### ○義盛委員

図る必要があるで充分通じるのではないかと思いました。図るため、ちょっと日本語難しいですね。

### ○管理課長

各自治体で作っているものを参考にして、そのまま引用して作成していました。

### ○義盛委員

そうですか、それなら結構です。それから第3条なんですけれども、訓告等を行うに当たっては、道教委が定める懲戒処分の指針に基づき、となっているんですけれども、今回これは非違行為が懲戒処分に当たらないけれども、気を付けていただきたいというところを、指し示すためのものであるならば、本来懲戒処分の指針には当たっていないわけですよ。とするならば、指針

に基づくというのは難しい表現だなと思ったんですね。指針に準じてだったら分かるんですけども。

**○総務係長**

その指針ですけれども、指針は懲戒以上なので訓告より上なんです。そこから下は実は無い状況です。

**○義盛委員**

無いですよ。

**○総務係長**

そこまでに当てはまらない行為があった場合に、今回の市町村で処分を行うことができるということになっているので、その規定を今回作っているということです。準じてになると懲戒に準じてになってしまうので、懲戒以下の処分というかたちなんです。

**○義盛委員**

それは違うんですか。

**○総務係長**

そうなんです。懲戒は例えば給与の何%だとか、何か月分か、あとは免職ですとか、そういう重たい処分が懲戒になります。まずうちは道のほうに相談をして、どの状況にあたるのか確認をするんですけども、今回そこに当てはまらない訓告以下の部分の規定となるので、どうしても、こういう形で、そこに基づいた上で、そこに当てはまらない方をこちらで処分しようとするものです。

**○義盛委員**

基づいた上で当てはまらいと確認したというふうな表現ですね。なるほど、分かりました。そうしたら結構です、申し分ないです。大丈夫です。勉強になりました。

**○山田教育長**

他にありませんか。よろしいですか。

(委員より「はい」と発言あり)



**○山田教育長**

それでは、議案第 11 号については可決されました。

## ◎議案第 12 号 中標津町学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について

### ○山田教育長

引き続き、議案第 12 号をお願いします。

### ○学校給食センター長

議案第 12 号中標津町学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

議案書の 14 ページをご覧ください。中標津町学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表に基づき、説明させていただきます。左側の改正前、現在の状況ですが、第 4 条で給食の実施回数を定めております。給食の実施は、原則として週 5 日としまして、第 2 項で年間の給食数は、小学校の児童が 195 食、中学校 1 年及び 2 年の生徒は 192 食、中学校 3 年の生徒が 187 食、農業高等学校 1 年及び 2 年の生徒が 195 食、農業高等学校 3 年の生徒が 170 食、幼稚園の園児 167 食を基準として実施するという事で学年により、それぞれ年間の給食日数を定めて提供しております。

昨年から新型コロナウイルスの関係で授業の編成等、いろいろ苦慮されている中で、来年度以降も同じように配食をしていかなければいけないというところと、教育課程編成の都合上、年間の給食日数が不足することが想定されますことから、来年度から改正後の第 2 項になりますがアンダーラインの部分になります。小学校と中学校、義務教育学校の児童生徒が全て 200 食以内ということで共有して運用していきたいと考えております。

中学校 3 年生につきましては、受験等で登校日数は同じく少ないんですけど 200 食以内ということで定めまして、運用の中でそれぞれ 3 年生はその中で少なく提供するかたちになっております。

小中学校だけ 200 食以内ということで変更させていただきまして、農業高校と幼稚園につきましては、各学校に確認した結果、給食数・給食日数については変更の必要ないという判断があったことから、変更せずに行っていきたいと考えております。

第 3 項としまして、緊急その他特別な事情がある場合は、教育長が決定するという事で、不測の事態等が発生した場合は、この限りではなくて、またその都度決定していきたいということで、項目を新たに設けております。

最後に、附則としまして、この規則は令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしております。

説明は以上でございます。

**○山田教育長**

議案第 12 号に関して説明がありました。ご質問等ございますか。

(委員より「ありません」の発言あり)

**○山田教育長**

よろしいですか。それでは、議案第 12 号については可決されました。

**◎議案第 13 号 中標津町立広陵中学校長寿命化改修検討委員会設置要綱を廃止する要綱について**

**○山田教育長**

続きまして、議案第 13 号お願いします。

**○管理課長**

議案第 13 号中標津町立 広陵中学校長寿命化改修検討委員会設置要綱を廃止する要綱についてご説明申し上げます。

議案書の 17 ページをお開きください。こちらの検討委員会設要綱につきましては、広陵中学校の長寿命化改修に伴い、学習環境や生活環境の改善、改修工事中の教育環境に関する事など、設計に必要な事項について検討を行う委員会として、令和元年に施行されたものでございますが、本年度、発注しました、改修工事に係る実施設計が終了しましたことから、要綱を廃止するものでございます。

なお付則として、この要綱は交付の日から施行するものでございます。説明については以上です。

**○山田教育長**

議案第 13 号について説明がありました。ご質問等ございますか。

(委員より「ありません」の発言あり)

**○山田教育長**

よろしいですか。それでは、議案第 13 号については可決されました。

**◎議案第 14 号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱について**

**○山田教育長**

続きますして、議案第 14 号お願いします。

**○生涯学習課長**

議案第 14 号中標津町地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱についてでございます。

それでは 22 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正部分につきましては、第 2 条第 5 号、第 3 条第 2 号、見出しを含む第 8 条第 1 項の計 3 か所でございます。いずれも「地域学校協働活動ボランティア」を「学校サポーター」へ改正するものでございます。

これは、令和 3 年度からコミュニティスクールをサポートするためのボランティアと、地域学校協働本部のボランティアの情報を統合して活用するにあたり、混乱を生じないように「学校サポーター」と名称の統一を図るものになります。

最後に、この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する、としております。

説明は以上です。

**○山田教育長**

議案第 14 号について説明がありました。ご意見等ございますか。

(委員より「ありません」の発言あり)

**○山田教育長**

よろしいですか。それでは、議案第 14 号については可決されました。

◎議案第 15 号 教職員の処分内申について

非公開

**○山田教育長**

あとは、委員さんたちから何かありませんか。

**○南委員**

来年度の行事予定、例えば入学式がいつだとか、そういうような行事予定がもし出来ているのであれば、一部参考のためにいただきたいと思っています。

**○教育部長**

教育長一点だけ。

**○山田教育長**

はい。

**○教育部長**

330° 開陽台マラソン、大変申し訳ないですけども、今年度も中止をさせていただきたいということで実行委員会では話がまとまりました。何でもかんでも止めればいいってものでもないっていう声もあるんですけども、なかなか安全を第一に考えてのスタッフ集め等、準備が整わないというところで今年度も中止をさせていただきたいと思っておりますので申し訳ございません。

**○学校教育課長**

先程の行事予定ですけども、準備しまして辞令交付式の時にお渡しするように準備させていただきますので、よろしく願いいたします。

**○山田教育長**

令和2年度末、令和3年度当初、コロナの関係で委員さん達の出番がなく物足りなく感じているかと思いますが、令和3年度もこういう状況が続いていくと思います。令和2年度大変お世話になりましたが新年度もどうかよろしく願いいたします。この場をお借りしてお願い申し上げます。

それでは、これで予定されていた会議日程はすべて終了いたしました。本日はお疲れ様でした。